

【健康保険証の廃止とマイナンバー保険証(マイナ保険証)への移行について】

※移行の流れについての説明です。2024年12月2日以降の受診方法は、別紙を参照願います。

従業員の皆さまへ

健康保険証は、2024年12月2日以降 新たに発行されなくなります。その後は、マイナンバーカードの保険証利用(マイナ保険証)を基本とする仕組みに移行します。

ただし移行後も、お手元の健康保険証は、有効期限(協会けんぽの保険証は、2025年12月1日、国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証については、おおむね2025年7月31日)までの間、**最長1年間**利用可能ですが、未登録の方は、扶養家族分も含めて、マイナ保険証の登録を行うことを推奨します

健康保険証の廃止について

現行の健康保険証は2024年12月2日に廃止されますが、退職などで資格喪失とされない限り、2025年12月1日まで引き続き利用可能です。利用期間終了後の健康保険証は、各自で廃棄をお願いします。

マイナ保険証の登録と利用

マイナンバーカードをお持ちの方は、ご自身で「保険証利用登録」を行うことで保険証として利用が可能になります。マイナンバーカードの保険証利用登録には、3つの方法があります。

1. 医療機関窓口のカードリーダー
2. セブン銀行ATM
3. マイナポータル(政府が運営するオンラインサービスで、PC・スマートフォンからログイン可能で各種行政手続きの申請や、所得・税等の情報を確認することができます。

マイナ保険証で受診するメリットは大きく**2点**です。

＜安心＞ より良い医療が受けられる！ ※本人の同意なく情報が共有されることはありません。

・特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。

・薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。

・旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

＜便利＞ 各種手続きも便利・簡単に！

・医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。

・就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要になります。

・高齢受給者証を持参する必要がなくなります。

・マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。

「資格確認証」の発行 ※現行の保険証とサイズ・材質は同じ、黄色に黒文字。

マイナンバーカードを持っていない方や、マイナンバー保険証の登録が済んでいない方には、「資格確認証」が発行され、提示することでこれまで通りの保険診療を受けられます。

但し、有効期間は、5年の予定です。

【新規加入者】

2024年12月2日以降加入の方には、資格取得届などによる本人からの申請に基づき、会社経由してマイナ保険証をお持ちでない加入者に発行されます。

【既存加入者】

2025年9月から11月にかけて保険者(協会けんぽ 等)が必要と判断した場合に発行されます。

※マイナ保険証をお持ちでない方、マイナンバーカードが未登録の方など

「資格情報のお知らせ」の発行

健康保険の加入情報が記載された「資格情報のお知らせ」が協会けんぽより発行されてます。

これは医療機関でカードリーダーが利用できない場合に、マイナンバーカードと併せて提示することで健康保険証として使用可能です。2024年6月7日時点での加入者の方には、すでに届いてますが、それ以降2024年11月29日までに加入の方には、2025年1月頃に届く予定です。